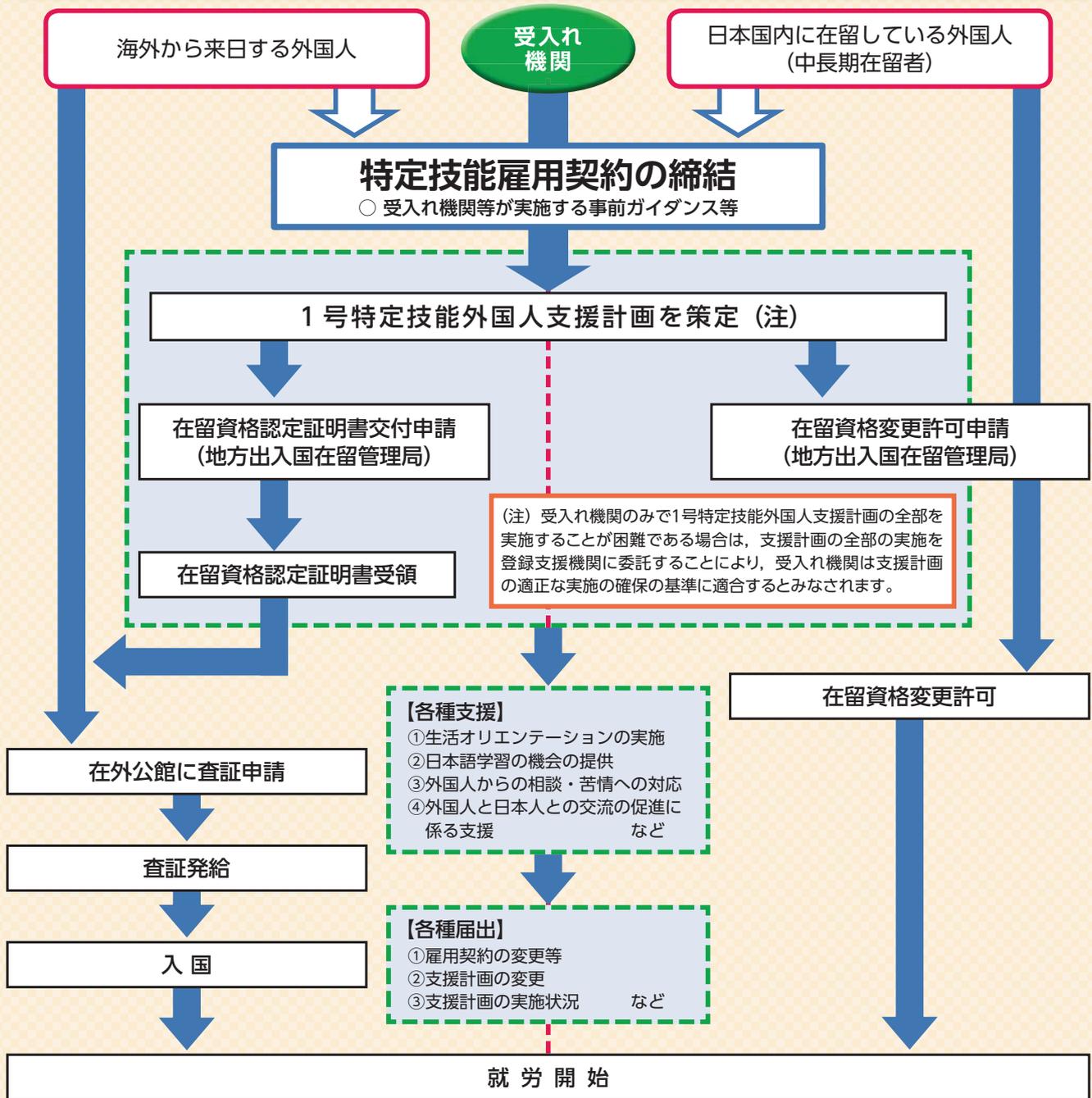


1号特定技能外国人の受入れ手続の概要



よくあるご質問

Q 母国における外国人の学歴は必要ですか。

A 学歴については、特に求めていません。なお、特定技能外国人は18歳以上である必要があります。

Q 登録支援機関として登録を受けた機関は公開されるのですか。公開されるとした場合、どこに公開されるのですか。

A 登録支援機関の登録を受けた場合には、出入国在留管理庁のホームページで公表されます。

Q 技能実習2号から特定技能1号に移行する場合、技能実習で従事していた活動と特定技能で従事する活動との間の関連性についてはどの程度求められるのですか。

A 各分野の分野別運用要領において特定技能外国人が従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性がそれぞれ明記されていますので、そちらをご確認ください。